

(委員の身分保障)
第六条 委員は、合議制の機関により、心身の故障のため職務の執行ができないと認められた場合又は職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認められた場合を除いては、在任中、その意に反して罷免されることがないものとする。
(委員の服務)
第七条 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならないものとする。その職を退いた後も同様とするものとする。
2 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならないものとする。
(委員長)
第八条 合議制の機関に委員長を置くものとし、委員の互選によりこれを定めるものとする。
2 委員長は、会務を総理し、合議制の機関を代表するものとする。
3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理するものとする。
(専門委員)
第九条 合議制の機関に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができるものとする。
2 専門委員は、当該専門の事項に関して十分な知識又は経験を有する者のうちから、都道府県知事が任命するものとする。

開税法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令をここに公布する。
御 名 御 璽
平成十八年九月二十一日
内閣総理大臣 小泉純一郎

政令第三百四号
開税法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令
内閣は、開税法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第十七号)の一部の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。
(開税法施行令の一部改正)
第一条 開税法施行令(昭和二十九年政令第五百十号)の一部を次のように改正する。
目次中、第六十二条の十(を、第六十二条の十五(に、第六十二条の十一(第六十二条の二十七(を、第六十二条の十六(第六十二条の三十一(に、第六十一条の二十八(を、第六十二条の三十三(に、第六十二条の二十九(を、第六十二条の三十四(に改める。

(部会)
第十条 合議制の機関は、その定めるところにより、部会を置くことができるものとする。
2 部会に属すべき委員及び専門委員は、委員長が指名するものとする。
3 部会に部長を置き、当該部会に属する委員の互選により選任するものとする。
4 部長は、当該部会の事務を掌理するものとする。
5 部長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部長があらかじめ指名する者が、その職務を代理するものとする。
(議事)
第十一条 合議制の機関の会議は、委員長が招集するものとする。
2 合議制の機関は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができないものとする。
3 合議制の機関の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによるものとする。
4 前三項の規定は、部会の議事について準用するものとする。
附 則
この政令は、法附則第一項第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。
内閣総理大臣 小泉純一郎
総務大臣 竹中 平蔵

開税法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令をここに公布する。
御 名 御 璽
平成十八年九月二十一日
内閣総理大臣 小泉純一郎

政令第三百四号
開税法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令
内閣は、開税法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第十七号)の一部の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。
(開税法施行令の一部改正)
第一条 開税法施行令(昭和二十九年政令第五百十号)の一部を次のように改正する。
目次中、第六十二条の十(を、第六十二条の十五(に、第六十二条の十一(第六十二条の二十七(を、第六十二条の十六(第六十二条の三十一(に、第六十一条の二十八(を、第六十二条の三十三(に、第六十二条の二十九(を、第六十二条の三十四(に改める。

第九条の二中、「第十二条の第三項」を、「第十二条の第三項」に、「開税」を、「開税等」に改める。
第九条の五の見出しを(「開税が過誤納となつた日」に改め、同条中(「還付加算金」を(「還付及び充当」に改め、(「法定納期限」の下に(「法第十二条第八項(延滞税に規定する法定納期限をいう。以下この条において同じ。))を加え、同条第一号中(「納税申告」を(「申告」に改め、同条を第九条の六とする。
第九条の四を第九条の五とする。
第九条の三の見出し中、「過少申告加算税」を、「過少申告加算税等」に改め、同条に次の一項を加える。
2 法第十二条の四第二項の規定により無申告加算税に代えて重加算税を課する場合において、当該無申告加算税について法第十二条の三第二項(無申告加算税)の規定により加算すべき金額があるときは、当該重加算税の額の計算の基礎となるべき税額に相当する金額を当該無申告加算税の額の計算の基礎となるべき税額から控除して計算するものとした場合における無申告加算税以外の部分の無申告加算税に代え、重加算税を課するものとする。
第九条の三を第九条の四とし、第九条の二の次に次の一条を加える。
(期限内特例申告書を提出する意思があつたと認められる場合)
第九条の三(法第十二条の三第五項(無申告加算税)に規定する期限内特例申告書を提出する意思があつたと認められる場合として政令で定める場合は、次の各号のいずれにも該当する場合とする。
一 法第十二条の三第五項に規定する期限後特例申告書の提出があつた日の前日から起算して一年前の日までの間に、同条第一項第一号に該当することにより無申告加算税又は重加算税を課されたことがない場合であつて、同条第五項の規定の適用を受けていないとき。
二 前号に規定する期限後特例申告書に係る納付すべき税額の全額が法第十二条第八項第一号(延滞税)に掲げる提出期限(当該期限後特例申告書に係る納付について、電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律(昭和五十二年法律第五十四号)第四条第一項(口座振替納付に係る納付書の送付等)に規定する依頼を税関長が受けていた場合には、当該期限後特例申告書を提出した日)までに納付されていた場合
第五十九条の三第一項第三号中(昭和五十二年法律第五十四号)を削る。
第六十二条の二第一項中、及び第六十二条の十第一項を、第六十二条の十二第一項及び第六十二条の十三(に、育成者権者」を、特許権者、実用新案権者、意匠権者、商標権者若しくは育成者権者又は不正競争差止請求権者(法第六十九条の三第一項に規定する不正競争差止請求権者をいう。次項、第三項第四号及び第六十二条の十二第二項において同じ。))に改め、第六十九条の二第一項第三号」の下に、又は第四号」を加え、同条第二項中「育成者権者」を「特許権者、実用新案権者、意匠権者、商標権者、育成者権者若しくは不正競争差止請求権者(次項及び第四項第二号において「権利者」と総称する。))」に改め、同条第三項中「育成者権者」を「権利者」に改め、同項第三号中「疑義貨物」の下に(「法第六十九条の二第一項第三号に掲げる貨物に係る認定手続に係るものに限る。))」を加え、育成者権」を「特許権、実用新案権、意匠権、商標権又は育成者権(次条において「権利」と総称する。))」に改め、同項第七号を同項第八号とし、同項第六号を同項第七号とし、同項第五号中、第六十九条の二第一項第三号」の下に、又は第四号」を加え、同号を同項第六号とし、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。
四 疑義貨物(法第六十九条の二第一項第四号に掲げる貨物に係る認定手続に係るものに限る。))に係る商品等表示又は商品の形態(不正競争防止法(平成五年法律第四十七号)第二条第一項第一号から第三号まで(定義)に規定する商品等表示又は商品の形態であつて、不正競争差止請求権者に係るものをいう。次条第二号において同じ。))の内容

開税法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令をここに公布する。
御 名 御 璽
平成十八年九月二十一日
内閣総理大臣 小泉純一郎

政令第三百四号
開税法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令
内閣は、開税法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第十七号)の一部の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。
(開税法施行令の一部改正)
第一条 開税法施行令(昭和二十九年政令第五百十号)の一部を次のように改正する。
目次中、第六十二条の十(を、第六十二条の十五(に、第六十二条の十一(第六十二条の二十七(を、第六十二条の十六(第六十二条の三十一(に、第六十一条の二十八(を、第六十二条の三十三(に、第六十二条の二十九(を、第六十二条の三十四(に改める。